

平成 26 年第 3 回（9 月）大磯町議会定例会

議 案 第 34 号 説 明 資 料

平成 26 年 9 月 2 日

大磯町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例

資 料

制定概要	-----	1
制定内容	-----	1～2
条文対照表	-----	3～4

子育て支援課

大磯町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例

○ 制定概要

子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴い、家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業及び事業所内保育事業の設備及び運営に関する基準を町の条例で定めるため、大磯町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例を制定するものです。

○ 制定内容

1 条例制定の考え方

家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業及び事業所内保育事業の設備及び運営基準を定めます。

多くの項目において、町の実情に国の基準を上回る内容又は異なる内容を定める特段の事情は認められないので、原則として国の基準に基づいて町の条例を制定します。

一部の項目については、町独自の項目を盛り込み、家庭的保育事業等の設備及び運営を向上させるように努めます。

2 条例の構成

第1章 総則（第1条～第22条）

条例の趣旨、定義、最低基準、一般原則、衛生管理、健康診断等を定めます。

第2章 家庭的保育事業（第23条～第27条）

家庭的保育事業とは、家庭的保育者の居宅などにおいて、保育を必要とする満3歳未満の乳幼児の保育を行う事業をいいます。利用定員は5人以下です。

設備の基準、職員、保育時間、保育の内容及び保護者との連絡を定めます。

第3章 小規模保育事業（第28条～第37条）

小規模保育事業とは、利用定員が6人以上19人以下の保育を行う施設において、保育を必要とする満3歳未満の乳幼児の保育を行う事業をいい、A型、B型、C型の3つの類型があります。

設備の基準、職員、保育時間、保育の内容、保護者との連絡等を定めます。

第4章 居宅訪問型保育事業（第38条～第42条）

居宅訪問型保育事業とは、保育を必要とする満3歳未満の乳幼児の居宅において家庭

的保育者が保育を行う事業をいいます。家庭的保育者1人が保育することができる乳幼児は1人です。

提供する保育の内容、設備及び備品、職員、居宅訪問型保育連携施設、保育時間、保育の内容並びに保護者との連絡を定めます。

第5章 事業所内保育事業（第43条～第49条）

事業所内保育事業とは、雇用する労働者の乳幼児を保育するために事業主が設置する施設等で、その地域において保育を必要とする満3歳未満の乳幼児に対し保育を行う事業をいいます。

利用定員の設定、設備の基準、職員、保育時間、保育の内容、保護者との連絡等を定めます。

附則

この条例は、子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行の日から施行します。

また、食事の提供、連携施設、小規模保育事業等、利用定員に関する経過措置について定めます。

条文対照表

厚生労働省令から条例に委任される事項

厚生労働省令の条文		町条例の条文	町条例	
総則				
総則	趣旨	第1条	第1条	省令のとおり
	定義		第2条	(町条例) 他条例と合わせて定義を規定
	最低基準の目的	第2条	第3条	省令のとおり
	最低基準の向上	第3条	第4条	
	最低基準と家庭的保育事業者等	第4条	第5条	
	家庭的保育事業者等の一般原則	第5条	第6条	(町条例) 「離島その他の地域」に関する規定について、該当しないため削除する。 (上記以外の規定は、省令のとおり) 家庭的保育者等が大磯町暴力団排除条例に規定する暴力団及び暴力団員等でないこととする。
	保育所等との連携	第6条	第7条	省令のとおり
	家庭的保育事業者等と非常災害対策	第7条	第8条	
	家庭的保育事業者等の職員の一般的要件	第8条	第9条	
	家庭的保育事業者等の職員の知識及び技能の向上等	第9条	第10条	
	他の社会福祉施設等を併せて設置するときの設備及び職員の基準	第10条	第11条	
	利用乳幼児を平等に取り扱う原則	第11条	第12条	
	虐待等の禁止	第12条	第13条	
	懲戒に係る権限の濫用禁止	第13条	第14条	
	衛生管理等	第14条	第15条	
	食事	第15条	第16条	
	食事の提供の特例	第16条	第17条	(町条例) 「離島その他の地域」に関する規定について、該当しないため削除する。 (上記以外の規定は、省令のとおり)
	利用乳幼児及び職員の健康診断	第17条	第18条	省令のとおり
	家庭的保育事業所等内部の規程	第18条	第19条	
	家庭的保育事業所等に備える帳簿	第19条	第20条	
秘密保持等	第20条	第21条		
苦情への対応	第21条	第22条		
家庭的保育事業				
家庭的保育事業	設備の基準	第22条	第23条	省令のとおり
	職員	第23条	第24条	
	保育時間	第24条	第25条	
	保育の内容	第25条	第26条	
	保護者との連絡	第26条	第27条	

厚生労働省令の条文		町条例の条文		町条例
小規模保育事業				
通則	小規模保育事業の区分	第27条	第28条	省令のとおり
小規模保育事業A型	設備の基準	第28条	第29条	省令のとおり
	職員	第29条	第30条	
	準用	第30条	第31条	
小規模保育事業B型	職員	第31条	第32条	省令のとおり
	準用	第32条	第33条	
小規模保育事業C型	設備の基準	第33条	第34条	省令のとおり
	職員	第34条	第35条	
	利用定員	第35条	第36条	
	準用	第36条	第37条	
居宅訪問型保育事業				
居宅訪問型保育事業	居宅訪問型保育事業	第37条	第38条	(町条例) 「離島その他の地域」に関する規定について、該当しないため削除する。 (上記以外の規定は、省令のとおり)
	設備及び備品	第38条	第39条	省令のとおり
	職員	第39条	第40条	
	居宅訪問型保育連携施設	第40条	第41条	
	準用	第41条	第42条	
事業所内保育事業				
事業所内保育事業	利用定員の設定	第42条	第43条	省令のとおり
	設備の基準	第43条	第44条	
	保育所型事業所内保育事業所の職員	第44条	第45条	
	連携施設に関する特例	第45条	第46条	
	準用	第46条	第47条	
	小規模型事業所内保育事業所の職員	第47条	第48条	
	準用	第48条	第49条	
附則				
附則	施行期日	第1条	第1条	省令のとおり
	食事の提供の経過措置	第2条	第2条	
	連携施設に関する経過措置	第3条	第3条	
	小規模保育事業B型に関する経過措置	第4条	第4条	
	利用定員に関する経過措置	第5条	第5条	

【参考】

基準となる省令

・家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準(平成26年4月30日厚生労働省令第61号)